

小浜市立保育園統廃合および民営化計画 (後期第4期)

【計画案】

令和7年1月

小 浜 市

計画策定にあたって

小浜市の保育園は、地域に根付いた保育場所としてすべての地区に設置され、心も体も健やかで、豊かな感性を持つおばまっ子を育む場所として、日々の保育に取り組んできました。

近年は少子化や核家族化が進展するとともに、保護者の就業形態等も変化してきており、きめ細かな保育ニーズに対応した様々なサービスを提供できる保育園が求められています。

このような状況の中、子どもたちに最善な保育環境を等しく確保し、多様化する保育ニーズにも対応するため、平成19年11月に「小浜市立保育園統廃合及び民営化計画」を策定し、平成22年度に今富第一保育園と今富第二保育園を統合し、現在のそらのとりこども園として民営で開園し、平成23年度には田鳥保育園と内外海児童センターを統合し「内外海保育園」として開園しました。平成23年12月には計画の見直しを行い、平成25年に小浜第一保育園と小浜第二保育園を統合し、小浜幼稚園とも連携した「浜っこども園」を開園し、前期計画が完了しました。また、後期計画においては、平成27年4月に雲浜保育園と西津保育園を統合し「やまなみ保育園」を民営で開園いたしました。

平成28年2月に策定した小浜市立保育園統廃合及び民営化計画（後期第2期）を見直し、令和元年10月に小浜市立保育園統廃合及び民営化計画（後期第3期）を策定しました。

また、令和3年5月に小浜市議会総務民生常任委員会より、公立保育園の統廃合および民営化に関する調査報告書の提案を受け、本市の目指す保育の理想像を明示すること、多方面からの意見の集約等に取り組むこととしました。

令和5年3月には、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図るため、後期第3期計画の計画期間を1年延長して令和6年度末までとしたうえで、本計画策定にあたり、保育園等の在園児保護者や地区関係者等と、本市が考える集団活動の中で育まれる子どもの姿や、子どもたちにとって最善な保育環境を早期に整えるための意見交換会を行い、いただいた意見を反映した、新たな小浜市立保育園統廃合および民営化計画（後期第4期）として、基本的な考え方をとりまとめました。

小浜市の保育理念（案）

健やかな心身を育み、豊かな自然の中で体を動かす楽しさを感じるおばまっ子
～里山、里海に親しみながら、運動遊びの心・楽・体の推進～

小浜市の保育がめざす子どもの姿（案）

運動遊び、自然遊びから育つ子どもの姿
～心も体も健やかで、豊かな感性をもった子の育成～

①健康な心と体でよく遊ぶ子〈健康〉

進んで体を動かして遊ぶ
遊びや生活の中で、充実感や達成感を味わう

②認め合い、人のぬくもりを感じる子〈人間関係〉

人と自分を大切にし、自ら関わろうとする気持ちを育む
ふるさとに親しみを持ち身近な人とふれあう

③思いを伝えあう子〈言葉〉

人の話や言葉をよく聞き、自分なりのことばで表現する
伝え合う楽しさや喜びを味わう

④自然の力強さを知る子〈環境〉

豊かな自然に親しみ、いろいろなものに興味や関心をもつ
豊かな自然とのふれあいを通して自ら挑戦する気持ちや生きる力を育む

⑤豊かな感性のある子〈表現〉

自分なりのイメージをのびのびと表現することを楽しむ

目 次

1 保育園の現状と課題	1
(1) 子どもの数	
(2) 園児数の推移	
(3) 3歳未満児の入園状況	
(4) 公立保育園等の施設の状況	
(5) 課題等	
2 統廃合および民営化に対する基本的な考え方	5
(1) 目的と基本方針	
(2) 民営化の進め方	
(3) 計画の期間と実施方法	
(4) 進行管理委員会の設置	
3 民営化の実施方法	9
(1) 民営化の手法	
(2) 運営主体	
(3) 建設について	
4 事業者の選定	10
(1) 事業者の公募	
(2) 事業者の選定基準	
(3) 事業者の選定方法	
5 円滑な引継ぎ	10
(1) 移行計画の策定	
(2) 三者協議会の設置	
6 民営化後の配慮	10

1 保育園の現状と課題

(1) 子どもの数

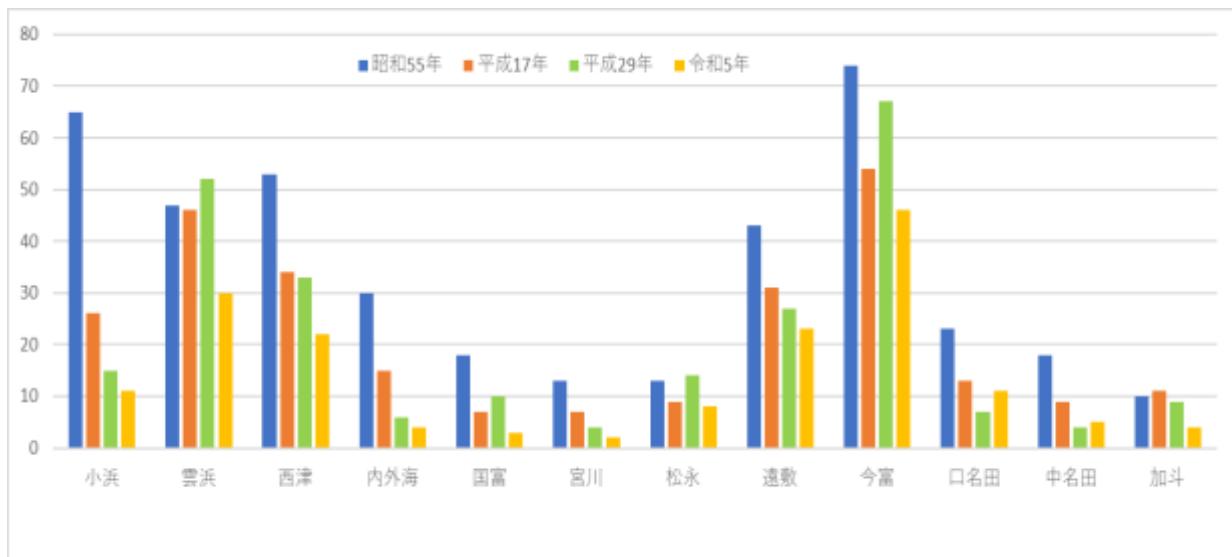
出生数については、昭和50年代には400人台を維持していましたが、その後減少傾向にあり、平成14年以降は200人台になりました。

令和4年までは200人台で推移していましたが、令和5年には169人にまで減少し、さらに少子化が進んだ状況となっています。

地区別出生数の年次推移 人

	小浜	雲浜	西津	内外海	国富	宮川	松永	遠敷	今富	口名田	中名田	加斗	合計
昭和55年	65	47	53	30	18	13	13	43	74	23	18	10	407
昭和61年	55	63	23	27	13	6	19	32	72	25	25	16	376
平成2年	48	60	45	19	13	12	8	36	66	23	17	7	354
平成7年	51	79	32	15	29	9	13	41	59	15	6	11	360
平成12年	42	55	32	18	15	10	12	48	53	12	8	8	313
平成17年	26	46	34	15	7	7	9	31	54	13	9	11	262
平成23年	28	60	34	11	13	1	9	26	60	3	7	7	259
平成29年	15	52	33	6	10	4	14	27	67	7	4	9	248
令和元年	31	29	23	10	5	4	10	31	53	12	5	5	218
令和2年	23	47	22	9	11	4	6	27	50	7	4	6	216
令和3年	14	36	22	4	13	1	10	28	53	7	5	8	201
令和4年	20	42	25	1	8	2	3	30	53	9	1	7	201
令和5年	11	30	22	4	3	2	8	23	46	11	5	4	169

健康管理センター調べ



(2) 園児数の推移

公立保育園等（以下、公立園）の園児数については、少子化および民営化により減少しています。

私立保育園等（以下、私立園）の園児数については、ほぼ定員を上回る入園児童数となっています。

公立園 園児数の推移

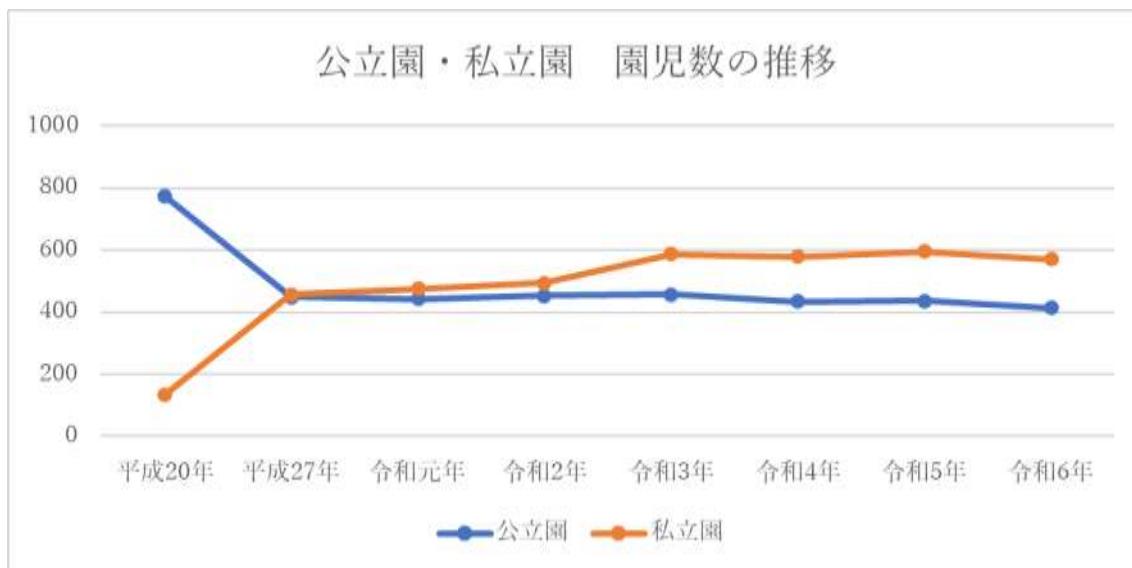
各年4月1日現在(人)

保育園	平成 20 年	平成 27 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
浜っ子こども園	—	168	147	142	153	147	146	133
小浜1	94	—	—	—	—	—	—	—
小浜2	25	—	—	—	—	—	—	—
雲浜	76	—	—	—	—	—	—	—
西津	81	—	—	—	—	—	—	—
内外海	33	35	30	36	30	26	26	21
田烏	9	—	—	—	—	—	—	—
国富	47	38	28	32	31	32	41	40
宮川	26	10	20	13	12	15	13	12
松永	37	43	40	42	44	37	39	35
遠敷	93	71	83	86	84	85	79	84
今富1	92	—	—	—	—	—	—	—
今富2	42	—	—	—	—	—	—	—
口名田	55	48	47	54	58	52	49	53
中名田	22	15	15	16	14	11	11	9
加斗	43	22	33	33	32	29	33	27
合計	775	450	443	454	458	434	437	414

私立園 園児数の推移

各年4月1日現在(人)

保育園	平成 20 年	平成 27 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
聖ルカ乳児	47	48	50	50	43	43	56	56
チューリップ	86	102	107	112	110	112	106	102
そらのとり	—	152	158	157	160	153	157	148
やまなみ	—	145	139	146	152	151	148	134
わくわくステーション	—	10	18	20	15	10	16	15
バンビーナ	—	—	4	10	13	14	12	11
聖ルカ幼稚園	—	—	—	—	95	97	102	105
合 計	133	457	476	495	588	580	597	571



(3) 3歳未満児の入園状況

本市では、少子化による子どもの数が減少傾向にある反面、女性の社会進出や就労形態の多様化、第2子保育料無償化をはじめとする保育サービスの充実により、3歳未満児の入園希望者が急増しています。特に0歳児では、ひつ迫した受入状況となっており、入園が可能な園は、公立園では浜っ子こども園と口名田保育園の2園のみとなっている中、すべての私立園で受け入れている状況です。

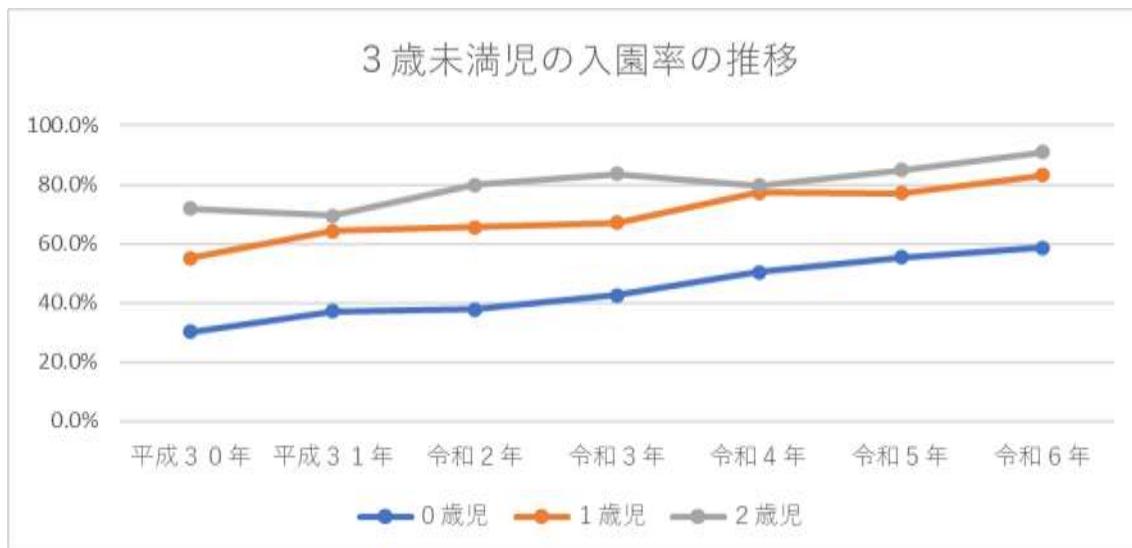
3歳未満児の入園者数と入園率の推移

人

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	人口	239	213	211	216	196	202	162
	入園者数	72	79	80	92	99	112	95
	入園率	30.1%	37.1%	37.9%	42.6%	50.5%	55.4%	58.6%
1歳児	人口	223	252	244	212	216	205	202
	入園者数	123	162	147	142	167	158	168
	入園率	55.2%	64.3%	65.6%	67.0%	77.3%	77.1%	83.2%
2歳児	人口	238	210	244	220	213	214	201
	入園者数	171	146	195	184	170	182	183
	入園率	71.8%	69.5%	79.9%	83.6%	79.8%	85.0%	91.0%

※人口は各年4月1日現在

※入園者数は各年度末時点の在席人数 令和6年は年度末見込み



(4) 公立保育園等の施設の状況

本市の保育園は、昭和26年の小浜市発足当時から児童福祉法に基づく児童福祉施設として設置されてきました。

平成22年度に公立保育園2園を統廃合・民営化し、さらに平成23年度も公立保育園2園を統合しました。平成25年度には公立保育園2園を統合し公立幼稚園とも連携した認定こども園「浜っ子こども園」を開園、平成27年度にも公立2園を統廃合・民営化し、現在では公立保育園等が9園、私立保育園等が7園となっています。

公立園については、最も古い園で昭和52年に建築しており、6園が築後30年以上経過し老朽化が進んでいます。耐震診断の結果、改修が必要とされた園については、平成22年度で補強改修工事を完了していますが、補修・修繕を行いながら使用している状況です。

(5) 課題

前述のとおり、本市においても少子化の進展が見られ、一部の公立園では、初めての集団活動を迎える幼児期における最適なクラス人数の確保が難しい状況になっています。

また、本市の公立園の多くが老朽化し、建設当初のままの姿を残しており、近年、急増する3歳未満児の受け入れや多様化する保育ニーズに十分に対応しきれていない状況にあります。

2 統廃合および民営化に対する基本的な考え方

(1) 目的と基本方針

近年、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、多様な働き方の影響により、これまで以上に安心して生み育てられる環境整備が必要となり、これらを支えるための受け皿として、保育園等への入園はもとより、多種多様な保育サービスの充実が求められています。

本市では、一部の公立保育園で少子化の影響により、在園児数が定員を下回り、初めての集団活動を迎える幼児期における最適なクラス人数の確保が難しい状況になりつつあります。

また、中心市街地にある保育園等では、3歳未満児の入園希望が急増しており、その受け入れ状況が逼迫しています。

のことから、本市の子どもたちに、最善な保育環境を等しく確保し、多様化する保育ニーズにも早期に対応していくことを目指し、本市が司令塔となって本市の子どもたちの保育に関して責任をもって取り組みます。

なお、公立保育園等の統廃合および民営化にあたっては、次の点に留意しながら、保護者をはじめ関係者と十分協議の上で進めることとします。

- ① 新年度の入園申込み終了時点で、次年度末の在園児数が10人未満となる場合は次年度から閉園とする。
- ② 地区内の保育園が閉園する場合、希望を聴き取る機会を設け、他の保育園等に確実に入園できるよう調整する。
- ③ 民営化は、施設および地域等の状況を勘案しながら民営化する保育園等を選定し、民間法人等に対し積極的に働きかけることとする。
- ④ 民営化（移行）の際は、通常保育以外の特別保育等の保育サービスの充実はもちろんのこと、施設改修等保育環境の充実を図ることとする。
- ⑤ 民営化の推進にあたっては、統廃合、民営化に関する情報を公開し、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を持ち、統廃合、民営化に対する不安を解消し、相互理解の下進めることとする。

(2) 民営化の進め方

民間法人等に対し積極的に働きかけることとしますが、民営化移行の際は多額の費用もかかることから財政事情も考慮しながら進めていきます。

(3) 計画の期間と実施方法

後期第4期計画では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、本計画については、子ども・子育て支援事業計画と整合性をもって、社会的要因や市の財政事情も考慮しながら検討していくこととします。併せて小学校の統廃合の動向も考慮しながら進めていきます。

在園児数が少ない保育園については、市内の他保育園等との合同保育を実施し、協同性や思いやりの気持ちを育む力を養う機会を持ちます。

令和7年度から、浜っ子こども園の民営化に向けた取り組みを開始します。

令和12年度からの次期計画で、遠敷・松永・国富・宮川保育園4園の統廃合・民営化について地域の意見を踏まえて検討を開始します。

(4) 進行管理委員会の設置

計画の進捗状況を確認するため、小浜市立保育園統廃合および民営化検討委員会を設置し検証を行います。委員会の委員は、児童福祉審議会の委員と保護者、保育関係者数名で構成します。

小浜市立保育園統廃合および民営化実施状況

園児数 令和7年3月末見込み

(前期計画) 平成19年度～

	整備期間	統廃合実施園	旧定員	新定員	園児数	新保育園	整備計画	開設年月	事業費(千円)	備考
①	H21～	今富第一保育園	80	140	161	(今富そらのとり保育園) そらのとりこども園	新築	H22年4月 R3年4月	290,448	統廃合・民営化
		今富第二保育園	45							
②	H22	内外海児童センター	30	40	22	内外海保育園	改修	H23年4月	9,971	統廃合・公営
		田島保育園	30							
③	H24～	小浜第一保育園	90							
		小浜第二保育園	45	200	148	浜つ子こども園	改修	H25年4月	49,879	統廃合・公営
		(小浜幼稚園)	140							

(後期計画) 第1期 平成24年度～

	整備期間	統廃合実施園	規定員	新定員	園児数	新保育園	整備計画	開設年月	事業費(千円)	備考
④	H26～	雲浜保育園	70	150	146	やまなみ保育園	新築	H27年4月	295,923	統廃合・民営化
		西津保育園	100							

【参考】保育園の状況

		園児数 令和7年3月末見込み						
地区	公立園	私立園	施設定員	定員	園児数	建築年月日	構造	建物延面積
小浜地区	浜つ子こども園 (保育園部)		200	200	148	S59.3.24	鉄筋C平屋建	1363.1
	(幼稚園部)			130	135	園舎改修工事		
	はましんわくわくステーション			70	13	H24.8.31		
雲浜地区	聖ルカ乳児保育えん	19	19	19	19	H4.10.22	鉄筋C 6階建	370.66
	聖ルカ幼稚園 (保育園部)	80	80	80	88	R6.3.19	木造一部鉄骨平屋建	697.50
	(幼稚園部)	100	100	100	108	R2.7.22	鉄骨・2階建	855.68
	やまなみ保育園	150	150	150	146	H27.2.20	木造平屋建	994.07
	内外海保育園	40	40	40	22	S54.3.20	鉄筋C 2階建	521.76
	国富保育園	60	60	41	41	H4.3.20	鉄骨平屋建	392.59
	遠敷保育園	110	110	87	87	S55.3.25	鉄筋C 2階建	827.60
	バンビーナ	19	19	19	18	H12.1.18	鉄筋C 2階建	123.47
	松永保育園	45	45	35	35	S56.3.20	木造平屋建	335.38
宮川地区	宮川保育園	19	19	14	14	S54.2.28	木造平屋建	255.05
	そらのとりこども園 (保育園部)	155	155	161	149	H22.3.17	木造平屋建	998.17
	(幼稚園部)	15	15	12	9			
今富地区	チューリップ保育園	105	105	112	112	S57.3.7	鉄骨平屋建	400.87
		60	60	56	56	H26.10.18		
口名田地区	口名田保育園					H11.3.26	鉄筋C平屋建	518.70
中名田地区	中名田保育園	30	30	12	12	H9.3.25	鉄筋C平屋建	370.61
	加斗保育園	40	40	28	28	S52.3.25	木造平屋建	362.70
公立計		604	604	43	43			
私立計		628	628	652	652			
計		1,232	1,232	1,095	1,095			

3 民営化の実施方法

(1) 民営化の手法

民営化の手法としては、指定管理者制度を活用し運営を民間事業者に移管する「公設民営」方式と保育園の設置、運営とともに民間事業者に移行する「民設民営」方式があります。

「公設民営」方式では、施設整備に対して、国からの財政的支援が得られない制約があり、スピード感を持った保育サービスの充実を図ることが難しくなります。

のことから、本市における民営化の手法は「民設民営」方式によるものとします。

【保育園等の施設整備と運営費について】

	公設公営	公設民営 (指定管理者制度)	民設民営 (公有建物貸与等)	民設民営 (法人の建設運営)
施設整備		自治体		国交付金
運営費負担金		一般財源化		国・県負担金
運営主体・運営 の責任		自治体		民間
運営形態	直営	委託契約		

(2) 運営主体

国の規制緩和により、従来、地方公共団体または社会福祉法人に限定されていた認可保育園の運営に、株式会社、学校法人、NPO法人等が参入することが認められました。

しかしながら、保育所運営の安定性や継続性の確保、また、民営化を実施するにあたっての保護者等の不安を軽減するという観点から、運営主体は認可保育園（認可申請中含む）の運営実績のある社会福祉法人か医療法人、子育て支援事業を実施しているNPO法人とします。

(3) 建設について

市としては、整備にかかる国の助成制度を活用しながら、小浜市社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、運営主体の法人に対し助成することにします。

4 事業者の選定

(1) 事業者の公募

事業者の募集は、公募によることとします。

まず、保護者の不安を解消する観点から公募の範囲を市内の事業者に限定します。応募がない場合は、市外からも募集します。

(2) 事業者の選定基準

建設計画、設計に関する考え方、運営理念、保育に関する理念・方針、職員配置、特別保育事業等の実施方針、事故防止・安全対策、食事に関する考え方、苦情対応の体制、地域との交流、事業者の継続性・安定性等を事業者から提案させ、審査を実施し、優良な事業者を選定します。

(3) 事業者の選定方法

選定にあたっては、小浜市立保育園統廃合および民営化検討委員会が事業者からの提案を書類および面接によって審査します。

運営事業者は、委員会の審査結果等を受け、市が総合的に判断し決定します。

5 円滑な引継ぎ

(1) 移行計画の策定

移行計画を策定し、移行のための準備期間を十分に確保します。また、保育士等の職員が入れ替わることによる子どもと保護者の不安を最小限にするため、引継保育を1年間実施します。

(2) 三者協議会の設置

円滑な引継ぎのため保護者、事業者、市の三者協議会を設置します。

6 民営化後の配慮

移行後も定期的に三者協議会を実施し、保育内容等を確認します。

移行後の園の運営や保育内容に問題がある時は、市が責任を持って調査、指導、是正、勧告をします。